

広島県告示第七百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項及び第七十七条の三十五の八第三項の規定によって、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 名称

株式会社ジェイ・イー・サポート

2 住所

広島県広島市中区三川町七番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

2 変更内容

変	更	前	後
広島県	広島市中区	三川町七番一号	広島市中区八丁堀一五番八号

3 変更年月日

平成二十七年十二月二十一日